

「乗用車組立事業奨励についての投資 奨励委員会布告第ソー・8/2550号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●乗用車組立事業奨励についての投資奨励委員会布告第ソー・8／2550号

高い生産規模を有する乗用車生産基盤構築が生じるよう奨励するため、
仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は以下の業種及び要件を定めることにより、投資奨励事業の業種、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2／2543号の末尾にある投資奨励事業種のリストの第四章、四・三〇業種／乗用車組立事業の内容増補を布告する。

業種

四・三〇 乗用車組立事業

要件

- 1、生産開始から五年以内のいずれかの年に年間一〇万台以上の実際の生産量（アクチュアル・プロダクション）がなければならない。
- 2、投資奨励委員会が承認した同一の車台からの生産でなければならない。
- 3、法人所得税免除の五年間以内に土地代と回転資金を除く投資規模が一五〇億パーツ以上なければならない。
- 4、部品製造投資及び部品使用の計画を提出し、投資奨励委員会から承認を受けなければならない。
- 5、全ての投資区で機械輸入税免除が受けられる。
- 6、五年間の法人所得税免除が受けられる。
- 7、スキル・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資のあるなしに関わらず、法人所得税免除の事後追加を受けることはできない。
- 8、第1項の要件に基づく生産ができない場合、投資奨励委員会が定めた原則及び要件に従い法人所得税免除の特典が取り消される。
- 9、第三五条（一）に基づく法人所得税減免は受けられない。
- 10、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1／2543号に基づくその他特典を受けられる。

ここに仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一〇月一日から

仏暦二五五〇年一一月一三日布告

●大型自動二輪車組立事業奨励についての投資奨励委員会布告第ソー・9／2550号

タイ国をエンジン排気量五〇〇cc以上の大型自動二輪車輸出のための生産基地とする支援

のため、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は以下の業種及び要件を定めることにより、投資奨励事業の業種、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2543号の末尾にある投資奨励事業種リストの第四章、四・三一業種 / 大型自動二輪車組立事業の内容増補を布告する。

業種

四・三一 大型自動二輪車組立事業

要件

- 1、排気量が五〇〇cc以上の四ストローク・エンジンの自動二輪車である。
- 2、車体構造溶接及びペイントからの生産工程を有していなければならない。
- 3、部品製造投資及び部品使用の計画を提出し、投資奨励委員会から承認を受けなければならない。
- 4、法人所得税免除は受けられない。ただしマシニング、エンジンの基本部品、すなわちシリンドラーヘッド及びクランクケースからのエンジン製造工程を有する場合は、投資区に基づく法人所得税免除が受けられる。
- 5、スキル・テクノロジー・イノベーション開発政策に基づく投資のあるなしに関わらず、法人所得税免除の事後追加を受けることはできない。
- 6、全ての投資区において機械輸入税免除が受けられる。
- 7、仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2543号に基づくその他特典を受けられる。

ここに仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一〇月一日から

仏暦二五五〇年一〇月一三日布告

●工業区事業種変更についての投資奨励委員会布告第ソー・10 / 2550号

工業区事業種の要件変更が相当との判断により、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は投資奨励事業の業種、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2543号の末尾にある投資奨励事業種リストの第七・五・一業種の内容を廃止し、以下の要件を定める。

業種

七・五・一 工業区事業

要件

- 1、バンコク都およびサムットプラカン県では奨励しない。
- 2、土地は五〇〇ライ以上の面積を有する。
- 3、工場が立地する土地は全面積の六〇%以上、七五%以下でなければならない。ただし全面積が一〇〇〇ライ超である場合は、投資奨励委員会が承認するところに従う。
- 4、その他要件は投資奨励委員会が定めるところに従う。

ここに仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一〇月一日から

仏暦二五五〇年十一月一三日布告

●一貫繊維工業団地事業の要件変更についての投資奨励委員会布告第ソー・7 / 2 5 5 0 号

一貫繊維クラスター形式での投資を生じさせる政策に従うため、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は投資奨励事業の業種、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第2 / 2 5 4 3 号、及び着色・仕上げ事業奨励の方針及び原則についての仏暦二五四七年九月一七日付けの投資奨励委員会布告第8 / 2 5 4 7 号の第七・五・六（一）業種／一貫繊維工業団地の要件変更が相当と判断し、一貫繊維工業団地事業の事業地は最低五〇〇ライ以上なければならないと定める。

ここに仏暦二五五〇年（西暦二〇〇七年）一〇月一日から

仏暦二五五〇年十一月一三日布告

●高品質鉄鋼生産のための川上鉄鋼生産事業への投資奨励の指針についての投資奨励委員会布告

投資奨励委員会が仏暦二五五〇年十一月一三日に高品質鉄鋼生産のための川上鉄鋼生産事業への投資奨励の指針を承認したことに基づき、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一三条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会事務局は以下のように投資奨励の指針を布告する。

一、全生産工程で最新技術を有する高品質鉄鋼生産のための川上鉄鋼生産事業であり、純度が高く、不純元素が少なく、混合物が少ない高品質鉄鋼を生産、かつ年間二〇〇万トン以上の高品

質鉄鋼生産量を有していなければならない。

二、製品開発、及び将来の必要性に一致した開発レベル向上のための継続的な産業内の事業者もしくは研究機関及び教育機関との共同研究開発を可能とするための、研究開発（R&D）面の投資がなければならない。

三、環境にやさしく、コミュニティとの持続的に共存していける高水準の環境管理システムがなければならない。

四、良きコーポレート・ガバナンスを有する組織であり、コミュニティ、地域及び社会に対する責任を示した計画を提出しなければならない。

高品質鉄鋼生産のための川上鉄鋼生産投資に関心のある者は、仏暦二五五一年（西暦二〇〇八年）一月三十一日までに投資奨励委員会事務局に初期提案とともに趣意書を提出する。

（おわり）